

岩手県告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社つぐみ薬局	滝沢市狼久保688番地3	令和6年2月1日
さくら通り薬局	北上市さくら通り三丁目3番10号	〃
花城薬局	花巻市花城町12番11号 銀河タウン館坂1F	〃
ほしがおか・花城薬局	花巻市星が丘一丁目8番20号	〃
諏訪調剤薬局	花巻市諏訪399番地1	〃
トライ薬局	八幡平市田頭第37地割103番地6	令和6年2月10日
菓子子どもクリニック	滝沢市狼久保688番地1	令和6年2月24日
千徳ファミリー薬局	宮古市神田沢町3番11号	令和6年3月1日